

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年10月2日付けで行った、「第172回埼玉県情報公開審査会（第三部会）議事録」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和5年9月22日付けで実施機関に対し、「埼玉県情報公開審査会『第三部会』第172回審査会において委員が実施機関の職員から聴取した意見（説明）を記録したもの」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、法律第82条第1項の規定に基づき、令和5年10月2日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、令和5年11月27日付けで実施機関に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和6年9月30日付けで、実施機関から法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和6年10月22日に実施機関の職員からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、6枚目から9枚目までの諮問第338号の審議内容のうち、実施機関説明に関わる部分の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第30条第2項の規定によれば、審査請求人は、埼玉県情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。）に提出された資料の閲覧を求めることができるとされている。第172回情報公開審査会（第三部会）で、実施機関が口頭で説明した内容は、情報公開審査会に提出された資料に相当する。開示しない理由に記載されている条例第31条の「審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。」というのは、会議は非公開とするという趣旨であり、既に結論の出た調査審議の内容は公表されている。適用は適切ではない。

「実施機関の口頭説明の内容を公にすると、実施機関が、情報公開審査会に対し率直な説明を行うことを躊躇することになる。」という主張は、「実施機関が、情報公開審査会に事実（事務の実態等）を説明しなくなる。」という意味に取れるが、そんなことが許されるはずはない。法律が不開示情報とするのは、県及び国等の組織・機関において、高度な判断が必要な審議検討に関する情報で、公にすることにより率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれが生じるもののことであり、執行機関（実施機関）ごときが、行政情報の公開について優れた識見を有し、公正な判断をしている情報公開審査会に対し事実を説明することを拒むことなど、ありえない話である。

(3) 反論書の趣旨

本件処分が開示されたものには、私が求めている実施機関の職員が説明した内容を記録したもの（情報）がなく、該当部分は全て黒塗りにされている。このような本件開示請求した情報が完全に欠落している無価値なものを呈し、「部分開示した。」というのは、私を愚弄するものである。私が求めているのは議事録ではない。

弁明書では、「実施機関が口頭で説明した内容は、情報公開審査会に提出された資料

に該当せず、条例第31条の『審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。』の趣旨からして、実施機関の口頭説明内容を不開示とした。」としているが、そうであるならば、最初から条例第31条を理由に、本件対象保有個人情報の開示をしない旨の決定をすべきであり、本件処分は、適切ではない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 情報公開審査会に提出された意見書又は資料の定義について

条例第30条第2項において、情報公開審査会に提出された意見書又は資料とは、第26条第3項の規定により、情報公開審査会が諮問庁に作成及び提出を求めた「開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を情報公開審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料」(ヴォーン・インデックス)、同条第4項の規定により情報公開審査会(又は第29条の規定による指名委員)が、審査請求人等に提出を求めた「意見書又は資料」及び第28条の規定により審査請求人等が、自発的に提出した「意見書又は資料」を指すものと規定している。

審査請求人は、情報公開審査会において実施機関が口頭説明した内容(以下「口頭説明内容」という。)について、情報公開審査会に提出された資料に該当する旨主張するが、口頭説明内容は上記のいずれにも該当しない。

(2) 条例第31条について

条例第31条では、「審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。」と規定されている。これは、情報公開審査会の調査審議は、公文書の開示・不開示の適否に関して行われるものであり、公開することにより不開示情報が公になるおそれがあり、適切ではないため非公開としているものである。調査審議の手続が非公開とされる趣旨からして、議事録のうち、調査審議の手続に係る部分についても、審議が終了したか否かに関わらず不開示としており、情報公開審査会の説明責任は、答申の内容の公表を通じて担保されるものとする。

なお、本件処分では議事録のうち、実施機関の口頭説明内容を不開示とした。議事録には、実施機関が行った口頭説明内容が詳細に記録されており、これを公にすると、今後、実施機関が情報公開審査会に対し、率直な説明を行うことを躊躇するおそれがある。

あり、結果として情報公開審査会の調査審議が十分に尽くせなくなるおそれが生じるためである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、第172回情報公開審査会（第三部会）において、審査請求人が、本件審査請求とは別に審査請求を行った事案（以下「別件審査請求」という。）についての調査審議を記録した議事録である。実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、別件審査請求に係る実施機関が当該情報公開審査会の委員（以下「委員」という。）に対して行った口頭説明内容は、法律第78条第1項第7号柱書きに該当すると主張し、本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分を取り消した上で、口頭説明内容の開示又は本件対象保有個人情報の開示をしない旨の決定を求めている。そのため、当審査会では、本件処分の妥当性について以下検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 本件不開示部分の不開示情報該当性について

法律第78条第1項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからトまでを掲げている。

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示情報には、別件審査請求に係る実施機関が、委員に対して行った別件審査請求に係る経緯及び意見等の陳述並びに委員との別件審査請求に係る質疑応答内容（以下「実施機関説明等」という。）が記載されており、実施機関説明等を開示することとなれば、実施機関と委員又は委員間での率直かつ自由な意見交換が妨げられ、審査の公正及び中立性の確保が困難になるなど、今後の情報公開審査会の調査審議に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、本件対象保有個人情報は、法律第78条第1項第7号柱書きに該当する。

イ 本件処分における部分開示決定の妥当性について

法律第79条第1項は、「行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。本項の規定は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、開示された部分には、実施機関説明等に係る実施日時及び場所並びに出席者等が記載されていることから、本件開示請求に係る情報と認められる。また、実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、法律第78条第1項第7号柱書きに該当し、不開示とした情報を除いた部分について開示しているため、法律第79条第1項に基づいて行われた本件処分は妥当である。

(3) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

加藤 隆之、奥山 亜喜子、栗原 隆之

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和6年 9月30日	諮問（諮問第190号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和6年10月22日	実施機関からの意見聴取及び審議
令和6年11月29日	審議
令和6年12月 9日	答申